

## 第56号議案

### 丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法第289条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産処分について関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

#### 記

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分

丹波少年自然の家事務組合の財産を次のように処分する。

- (1) 組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。
- (2) 前号に伴い必要となる経費については、関係地方公共団体が負担することとし、組合に拠出する。

## 丹波少年自然の家事務組合の財産処分に関する協議書

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

### 1 組合が保有する一切の財産

- (1) 組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。
- (2) 前号により必要経費が生じる場合には、各構成団体・関係団体はそれぞれ次の割合で当該費用に対する負担金を組合に支出する。

#### <負担割合>

尼崎市：	23.29%
西宮市：	24.55%
芦屋市：	5.55%
伊丹市：	10.61%
宝塚市：	11.98%
川西市：	8.39%
三田市：	6.30%
猪名川町：	2.44%
丹波市：	3.98%
丹波篠山市：	2.92%

※負担割合は、全団体で均等割・人口割（均等割10%＋人口割90%）を行い、算出

### 2 疑義等の協議

- (1) この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に記載のない事項については、構成団体・関係団体はその都度協議の上、決定する。

令和 年 月 日

芦屋市長 高島 峻 輔